

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年条例第26号)
の一部を次のように改正する。

附則第26条(見出しを含む。)中「平成26年度」を「平成26年度及び平成27年度」に、
「若しくは附則第28条」を「、附則第28条、附則第29条若しくは附則第30条」に改め
る。

附則に次の2条を加える。

(平成27年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第29条 平成27年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について
第16条の規定を適用する場合においては、同条中「被保険者(前条第1項第1号、
第1号の2及び第2号の規定による減額がされない被保険者に限る。)について、法
第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月まで
の間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の
5」とあるのは「10分の9」とする。

(平成27年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第30条 平成27年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1
項第1号の規定を適用する場合においては、同条中「10分の7」とあるのは、「20分
の17」とする。

2 前項の規定は、平成27年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について
第15条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。